○農林水産省告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾小鹿字瀬戸倉六九一の三、根尾奥谷字翁洞一〇二、字芋洞四八五、四八八の一、字宮ノ谷四九六、四九八、四九九、五〇五、根尾板所字兎谷五の一八、五の一一九、字溝田六の三五、六の三七から六の五〇まで、六の五三から六の五八まで、字黒山七の二八、七の二九、七の三一から七の三四まで、七の四六、七の五〇、七の五一、七の五六、七の五七、七の六〇、七の六四、七の六五、七の六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岐阜県可児郡御嵩町御嵩字長岡二二二の一・二二二の二・二二三・二九三・字長岡裏二七六七・二七七五の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二七五九の二、二七五九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬数河字神原平一七三三の二、一七三三の四、一七三四、一七三六、一七四〇から一七四四まで、一七四六の一から一七四六の一二まで、一七四八から一七五〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町桜洞字かん田一七三三の一三五、小坂町大垣内字滝ケ野一六七三の一、一六九九の一、字峠一八七〇の六、字セツ谷一八九六の三〇、一八九六の三二、一八九六の八七、一八九六の一〇六、一八九六の一〇七、字コブトチ一九〇二の一、一九〇二の四、一九〇二の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市日和が丘二丁目五三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町石原字妙見一七五五の一二、一七五五の三八、森字津谷奥北側四（次の図に示す部分に限る。）、三谷字フクロ一五、一六の一、一六の二、一七から一九まで、二〇の一、二〇の二、二一、二二の一、二二の二、二三、三〇二、三〇二の一、三〇二の二、三〇三から三〇七まで、三〇七の一、三〇八、船谷字足谷一二八、一二八の二、大屋町若杉字大谷一八二の一、一八二の二、字犬小路一三七の一、一四九の一、一四九の三から一四九の五まで、一五〇の一、一五〇の二、一五一の一、一五一の二、一五二、一五三、一五四の二、一五五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字フクロ一八・一九・二〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市大塚字日向山六〇から六二まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市物部字本谷一三七の二〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養